

# 産業廃棄物処分業許可証

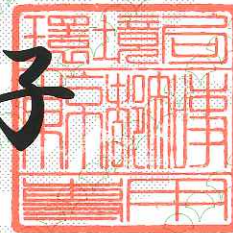
住所 東京都江東区潮見一丁目6番2号  
氏名 株式会社日本協力  
代表取締役 川上 和章

webダウンロード用  
COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 平成29年 9月17日

許可の有効年月日 平成34年 9月16日

### 1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 処分（中間処理）
- (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（処分に係る限定は裏面のとおりに）
  - ア 破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上6種類)
  - イ 溶融 : 廃プラスチック類 (以上1種類)
  - ウ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、圧縮 : 金属くず (以上4種類)
  - (以上1種類)

### 2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

- (1) 東京都江東区新木場四丁目3番1号 (第1工場)
- (2) 東京都江東区新木場四丁目3番1号 (第2工場)

### 3 許可の条件

- (1) 第1工場の作業時間は、原則として8時から19時までとする。  
(破碎機の稼働時間は8時間までとする。)
- 第2工場の作業時間は、原則として8時から19時までとする。  
(破碎機の稼働時間は8時間までとする。)
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成14年 9月17日 新規許可  
平成29年 9月17日 更新許可 第3回

### 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

認定番号:3-14-C0077



産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都



webダウンロード用  
COPY

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都江東区新木場四丁目3番1号 (第1工場)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	1.60 (t/日)	—	平成23年 3月11日	—	—
圧 縮	金属くず	4.8 (t/日)	—	平成24年 2月20日	—	—

(2) 東京都江東区新木場四丁目3番1号 (第2工場)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮・梱包	廃プラスチック類	76 (t/日)	67.75 (t/日)	平成19年 6月 6日	—	—
	紙くず	69 (t/日)				
	繊維くず	28 (t/日)				
	金属くず	21 (t/日)				
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る)	0.40 (t/日)	—	平成23年 5月17日	—	—
破 碎	廃プラスチック類	2.58 (t/日)	6.97 (t/日)	平成27年 3月23日	—	—
	紙くず	3.44 (t/日)				
	木くず	3.12 (t/日)				
	繊維くず	2.99 (t/日)				
	金属くず	8.60 (t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	9.70 (t/日)				

(以下余白)